

会員の異動

❖ 追加入会

新規採用等で新たに会員として追加入会するときは、入会申込書（会員票）P60 の用紙を人数分コピーのうえ必要事項を記入し、入会金と会費（入会月から会費納入月の前月まで分）を添えて提出してください。ホームページからもダウンロードできます。

❖ 退会

会員の退会

会員が退職・死亡・その他の理由で退会するときは、巻末の退会届（P63）に必要事項を記入し、会員証を添えて提出してください。退職または死亡による退会はその事由の発生した翌日から、また任意退会は退会手続きの完了により、会員資格を喪失します。

事業所の退会

区外移転等で事業所の全会員が退会するときは、巻末の退会届（P63）を提出していただきます。その場合、退会者氏名の記入は必要ありません。

会費の還付

・会員が会費を納入したのちに退会した場合、退会日の翌月以降の会費を還付します。なお、会員の一部の方が退会した場合は、次回の会費引落としの際に調整します。
・退会届の提出が遅れた場合の会費還付は、退会届の提出があった日の月を含め3ヶ月を遡及しての還付となります。ただし、その間カナルこうとう事業を利用してした場合、事業を利用した日の月末までの会費は還付しません。

❖ 変更

次の事項に変更が生じたときは、巻末の変更届（P62）に必要事項を記入して提出してください。

- 事業所の名称・所在地・電話番号・代表者・事務取扱者（担当者）
- 会員の住所・氏名・電話番号
- 会費の振替金融機関・口座番号・口座名義人（預金口座振替依頼書を再度提出いただくことになります。）

会員証

- 入会された方に、「ベネフィット・ステーション」より「会員証」を発行します。
- 契約施設を利用するときなど、会員の特典を受けるときに「会員証」の提示が必要となります。大切に保管してください。会員証はベネフィット・ステーション及び（一社）全国中小企業勤労者福祉サービスセンターと兼用となっています。
※「ベネフィット・ステーション」におけるサービスご利用の場合は、会員証（紙媒体）及びモバイル登録の会員証の提示でサービスが受けられます。
※健康診断、人間ドック利用、全福センターサービスご利用の場合は、モバイル登録会員証はご使用できませんので、新しく送付される会員証（紙媒体）をご提示ください。
- 会員証の再発行
会員証を紛失、汚損したときは、会員証再発行申込書 P64 ページに必要事項を記入し提出してください。ホームページからもダウンロードできます。（無料）
窓口、FAX、ホームページで申し込みができます。電話での申し込みはできません。
申込先：江東区勤労者福祉サービスセンター（カナルこうとう）FAX 03-3699-0781

カナルこうとうホームページ [URL] <https://www.canal-koto.com/>

- 利用ガイドにおける事業案内、最新会報誌が閲覧できます。
- 入会申込書・給付金請求書・変更・退会の届出用紙、各種申請・申込書がダウンロードできます。
- 入会希望・資料請求・お問合せはホームページの専用フォームをご利用ください。
- 一部の事業についてはカナルこうとうホームページから申し込みができます。

